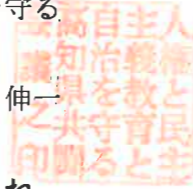




2017年9月13日

高知県教育委員会
人権教育課長 西内 清 様

人権と民主主義・教育と自治を守る
高知県共闘会議
議長 鎌田 伸一



児童・生徒の賤称語発言や同和問題学習に関する話し合いの申し入れ

日頃から、高知県の人権教育推進にご尽力されていることに敬意を表します。
さて、下記の項目について話し合いの時間をお取りいただきたく、申し入れます。お忙しい中とは存じますが、よろしく願います。

記

- 1 教育課題である児童・生徒の賤称語発言を「差別事象」として扱っているのは全国で高知県だけです。このような「異常」な取り扱いをやめ、教育課題にふさわしい対応をとることを求めます。
- 2 児童・生徒の賤称語発言等への対応について、県教育委員会（以下県教委）の見解をおたずねします。高知市教育委員会（以下市教委）は、報告文書の目的を「教育課題の共有」「生徒指導上の課題解決」と答えています。そのために「起こった現象のみで安易に判断せず、起こった背景にまで思いを寄せながら児童・生徒や保護者に寄り添った指導が必要である。したがって、児童・生徒の友人関係や発達上の課題、あるいは家族関係等を含む生育歴等の極めて個人的な内容も含めて情報を共有することは必要」と述べています。このことに関して以下の点についてお聞きします。
 - (1) 県教委は、児童・生徒の賤称語発言等にかかわって、「極めて個人的な内容も含めて情報を共有する」必要があると考えているのか説明して下さい。
 - (2) 「情報共有」によって「生徒指導上の課題解決」をどのようにすすめているのか具体的に説明して下さい。個々の「言動」に関して協議、意見交換を行っているのかどうか、個々ではないが全体として話し合いを行っているのか、行っているとすればどのように「課題解決」がなされているのか、それぞれ明らかにして下さい。
 - (3) この間何年にもわたって賤称語使用が同じように繰り返されてきていますが、その要因は何であり、課題はどういうことだと考えているのか明らかにして下さい。
 - (4) 「生徒指導上の課題解決」という理由で、賤称語を使用した児童・生徒について、「友人関係や発達上の課題、或いは家族関係を含む生育歴」を調べて記入することは行き過ぎであり人権問題につながりかねない重大な問題だと考えますが、県教委の見解を示して下さい。
 - (5) 県の人権課が集約をして年1回公表している「差別事象一覧表」の児童・生徒に関

する高知市のケースは、市教委の報告書の「概要」として答えています。県人権課は、県教委から上がってきたものをそのまま載せていると答えています。そうすると、高知市教委からの報告文書の「概要」をまとめているのは県教委ということになりますが、その判断でよろしいかおたずねします。

- 3 人権教育に関わって、次のような実践が報告されています。（2014年度県人権教育研究大会報告レポート、県人教広報誌「人権教育」2015年2月16日）また、該当校区の住民から資料提供が寄せられています。このとりくみに関して見解をおたずねします。
 - (1) 校区にある旧同和地区を「被差別部落」または「部落」として教えている例があります。特別措置法がなくなり、地域や人の線引きがなくなった現在、このような教育を行うことは誤解や偏見をまねくものであり、場合によっては「差別」にあたり不当であると考えますが見解を示して下さい。
 - (2) 小学校での「水平社宣言」学習について。
 - 原文を使用している場合「穢多」という言葉が2回出てきます。
 - ①小学生の段階でこのような学習が適当であるか見解をうかがいます。
 - ②「宣言」の実際のものではなく、分かりやすく書き直した「子ども水平社宣言」を使用している例もあります。そこでは、「穢多」の言葉の代わりに「先祖」というのが使われています。「先祖」と教えることは血縁の問題となり、身分制度の問題ではなく、民族や人種の問題になってしまい、大きな誤りを教える偏向教育になると考えますが見解をうかがいます。

以上

<追伸>

- ・話し合い日時などの折衝・連絡は、下記の人権共闘事務局にお問い合わせいたします。

人権共闘事務局

坂本 忠雄 （電話822-4135、高知県教職員組合内）